

# 福岡県公報

平成二十八年四月五日  
第三千七百八十二号  
増刊  
①

## 目次

### 規則

○福岡県国民健康保険広域化等支援基金条例施行規則の一部を改正する規則

(医療保険課) …………… 一

### 再掲

○福岡県選挙管理委員会審理関係書類の閲覧等に関する規程

(市町村支援課) …………… 一

## 規則

福岡県国民健康保険広域化等支援基金条例施行規則の一部を改正する規則を制定し、ここに公布する。

平成二十八年四月五日

福岡県知事 小川 洋

### 福岡県規則第四十九号

福岡県国民健康保険広域化等支援基金条例施行規則の一部を改正する規則

福岡県国民健康保険広域化等支援基金条例施行規則(平成十五年福岡県規則第五十五号)の一部を次のように改正する。

第一条の二中「処分」の下に「(以下この項において「特定処分」という。)」を加え、「当該年度の前年度において」を「基金の設置の日から当該年度の末日(出納整理期間を含む。)-までの間の特定処分の総額が、同一期間における」に、「生じた」を「生ずる」に、「額の」を「総額を超えない」に改める。

### 附則

この規則は、公布の日から施行する。

## 再掲

福岡県公告式条例(昭和二十五年福岡県条例第四十六号)第五条第二項において準用する同条例第四条第二項において準用する同条例第二条第二項ただし書の規定により掲示したものを、ここに再掲する。

### 福岡県選挙管理委員会告示第四十号

福岡県選挙管理委員会審理関係書類の閲覧等に関する規程を次のように定める。

平成二十八年三月三十一日

福岡県選挙管理委員会委員長 藤井 克己

福岡県選挙管理委員会審理関係書類の閲覧等に関する規程

### (趣旨)

第一条 この規程は、地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)及び公職選挙法(昭和二十五年法律第九号)の規定(他の法律においてこれらの規定を準用する場合を含む。)-による異議の申出及び審査の申立てについて、地方自治法第二百五十八条第一項及び公職選挙法第二百六条において準用する行政不服審査法(平成二十六年法律第六十八号)及び福岡県選挙管理委員会審理関係書類複写等手数料条例(平成二十八年福岡県条例第十号)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

### (閲覧等の求め)

第二条 地方自治法第二百五十八条第一項及び公職選挙法第二百六条において準用する行政不服審査法第三十八条第一項の規定による提出書類等(以下「審理関係書類等」という。)-の閲覧又は交付(以下「閲覧等」という。)-を求める者(以下「閲覧等請求人」という。)-は、審理関係書類閲覧等請求書(様式第一号)を福岡県選挙管理委員会(以下「委員会」という。)-に提出しなければならない。

### (閲覧等の求めに対する決定及び通知)

第三条 委員会は、前条の規定による閲覧等の請求に係る審理関係書類等の全部又は一部の閲覧等を認めるときは、その旨の決定をし、閲覧等請求人に対し、その旨並びに閲覧等を実施する日時及び場所を書面により通知しなければならない。

2 委員会は、前条の規定による閲覧等の請求に係る審理関係書類等の全部の閲覧等を認めないときは、閲覧等を認めない旨の決定をし、閲覧等請求人に対し、その旨を書

面により通知しなければならない。

(手数料の減免)

**第四条** 地方自治法第二百五十八条第一項及び公職選挙法第二百六十六条において準用する行政不服審査法第三十八条第一項の規定による交付を求める者(次項において「交付請求人」という。)は、手数料の減額又は免除を受けようとするときは、当該交付を求める際に、併せて審理関係書類複写等手数料減免申請書(様式第二号)を委員会に提出しなければならない。

2 前項の申請書には、交付請求人が生活保護法(昭和二十五年法律第四百四十四号)第十一條第一項各号に掲げる扶助を受けていることを理由とする場合にあつては当該扶助を受けていることを証明する書面を、その他の事実を理由とする場合にあつては当該事実を証明する書面を、それぞれ添付しなければならない。

**附 則**

この告示は、平成二十八年四月一日から施行する。

## 様式第1号（第2条関係）

## 審理関係書類閲覧等請求書

年 月 日

福岡県選挙管理委員会 殿

住 所 \_\_\_\_\_  
 氏 名 \_\_\_\_\_ 印  
 電話番号 \_\_\_\_\_

地方自治法（昭和22年法律第67号）第258条第1項又は公職選挙法（昭和25年法律第100号）第216条において準用する行政不服審査法（平成26年法律第68号）第38条第1項の規定により、下記の書類の閲覧等を求めます。

閲覧等の対象である異議の申出又は審査の申立て	<p style="text-align: right;">を不服として</p> <p style="text-align: center;">年 月 日付けで行った</p> <p> <input type="checkbox"/> 異議の申出      <span style="font-size: 2em;">⎓</span> 左のいずれかの□にレ印を記入すること  <input type="checkbox"/> 審査の申立て         </p>
閲覧等を求める審理関係書類等の名称等	
求める閲覧等の方法 （該当する□にレ印を記入すること）	<p> <input type="checkbox"/> 閲覧      <input type="checkbox"/> 写し又は書面の交付          （写し又は書面の交付を求める場合、以下も記入すること。）       </p> <p>         1. <input type="checkbox"/> 片面複写（出力）      <input type="checkbox"/> 両面複写（出力）          2. <input type="checkbox"/> 全て単色刷りでの交付（1枚10円）              <input type="checkbox"/> 原本どおりの交付（多色刷りは1枚30円）          3. <input type="checkbox"/> 郵送希望       </p>

注1 写し又は書面の交付を求める場合であって、経済的困難により手数料を納付する資力がないために手数料の減免を求める者は、審理関係書類複写等手数料減免申請書（様式第2号）を併せて提出すること。

2 閲覧等を請求できる期間は、審理手続が終結するまでの間に限る。

様式第 2 号（第 4 条関係）

審理関係書類複写等手数料減免申請書

年 月 日

福岡県選挙管理委員会 殿

異議申出人・審査申立人（参加人） \_\_\_\_\_ 印

下記のとおり審理関係書類の写し等の交付に係る手数料の減免を受けたいので、福岡県選挙管理委員会審理関係書類の閲覧等に関する規程第 4 条第 1 項の規定により申請します。

記

減免を申請する理由（次のいずれかの□にレ印を記入すること）

- 生活保護法（昭和 2 5 年法律第 1 4 4 号）第 1 1 条第 1 項各号に掲げる扶助を受けているため

※当該扶助を受けていることを証明する書面を添付すること。

- その他減免を申請する理由があるため

（ 具体的に理由を記入すること。 ）

※市町村民税非課税世帯であることを証明する書面その他の減免を受けるべき当該事実を証する書面を添付すること。